



愛媛県報

発行 愛媛県

印刷 岡田印刷株式会社

平成17年 8 月 2 日火曜日 第1681号

◇ 目 次 ◇ 告 示

宇和島市及び北宇和郡の人口.....	813
救急病院の協力申出.....	813
大規模小売店舗の変更の届出の概要等.....	813
開発行為に関する工事の完了.....	814

公 告

特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請の公告.....	814
-------------------------------	-----

告 示

平成17年 8 月 2 日

愛媛県知事 加 戸 守 行

宇和島市 95,641人
北宇和郡 17,986人

○愛媛県告示第1510号

次の病院は、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の規定による救急病院である。

平成17年 8 月 2 日

愛媛県知事 加 戸 守 行

名 称	所 在 地	開 設 者 名	認 定 の 有 効 期 限
浦屋病院	松山市中一万町5番地10	医療法人社団西仁会	平成20年8月23日まで

○愛媛県告示第1509号

宇和島市、北宇和郡吉田町、同郡三間町及び同郡津島町を廃し、その区域をもって宇和島市を設置した後の宇和島市及び北宇和郡の人口は、次のとおりである。

○愛媛県告示第1511号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び西条地方局産業経済部商工労政課並びに西条市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

平成17年 8 月 2 日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更した事項	変 更 前	変 更 後	変 更 の 年 月 日	届 出 の 年 月 日
パルティ・フジ東予A	西条市周布715番地1外	大規模小売店舗において小売業を行う者の名称	株式会社フジ	株式会社フジ、株式会社メデイコ・二十一、有限会社花泉、有限会社千寿庵、有限会社いめいじ、有限会社プロフィット、株式会社アイ・アイ・エー、株式会社ライトオン	平成17年5月1日	平成17年7月15日
パルティ・フジ東予B	西条市周布713番地1外		株式会社フジ	株式会社フジ、株式会社大創産業		

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び西条地方局産業経済部商工労政課並びに西条市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

- ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- イ 当該大規模小売店舗の名称
- ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第1512号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

平成17年8月2日

愛媛県知事 加戸守行

検査済証の番号 及び交付年月日	工事を完了した開発区域又は 工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた 者の住所及び氏名
17西建管第475号 平成17年7月12日	西条市飯岡字原之段1301番3、1311番1、1313番、1314番2、1315番2及び1316番1並びに同市飯岡字堂ノ本1319番1及び1320番4	大阪府吹田市豊津町9番1号 株式会社ローション 代表取締役 新浪 剛

公 告

○公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成17年8月2日

愛媛県知事 加戸守行

申請年月日	特定非営利活動法人の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成17年7月25日	特定非営利活動法人 Works21	越智 正	西条市福武甲628番地9	この法人は、障害者及び高齢者に対して、その自立した生活を支援する活動に関する事業を行い、もって障害者及び高齢者の社会参加機会の均等化に寄与し、地域社会全体の利益に貢献することを目的とする。